

令和7年度 前期

技能検定受検案内

(技能五輪茨城県大会参加案内)

受検申請受付期間

令和7年 4月7日(月)～4月18日(金)

※受付は郵送のみ(18日消印有効)

試験問題・受検票の送付予定時期

実技試験問題	6月3日(火)以降 ※一部の作業は問題概要のみ発送します。
受検票配布	6月中旬以降 ※発送状況は当協会HPの到着情報に掲載します。
※発送日から1週間経過しても届かない場合はお問い合わせください。	

試験実施期間・合格発表日

	1・2級 (3級金属熱処理を含む)	3級 (金属熱処理以外)
実技試験実施期間	6月10日(火) ～9月9日(火)	6月10日(火) ～8月10日(日)
学科試験日	①8月24日(日) ③9月3日(水) ②8月31日(日) ④9月7日(日) (①～④のいずれか1日)	⑤7月13日(日)
合格発表日	10月1日(水)	8月29日(金)
茨城県産業戦略部産業人材育成課HPおよび当協会HPに合格者の 受検番号 を掲示します。		

茨城県職業能力開発協会

TEL 029-221-8647

電話によるお問い合わせ時間 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)
土・日・祝日は休業日です。<https://ibaraki-vada.com>

[この受検案内は受検申請書提出後も必要となりますので、大切に保管してください。]

目次

実施日程	表紙
目次	
はじめに	P. 1
虚偽の申請について	P. 1
1. 受検申請の手続き	P. 2～3
2. 受検手数料について	P. 4～5
3. 実施職種および選択作業	P. 6～9
4. 受検資格	P. 10
5. 技能検定試験の免除資格一覧	P. 11
6. 検定職種に関する免許職種および学科	P. 12
7. 技能五輪茨城県大会	P. 13
8. 受検申請書作成見本	P. 14～15
9. 技能検定の概要	P. 16
10. 合格発表について	P. 16
11. 技能検定試験問題（過去問題）について	P. 17
12. 受検案内（受検申請書同封）配布場所	P. 17
13. 技能検定申請書送付用宛名	P. 17
14. 申請内容変更届	P. 18
15. 技能検定一括申請書	P. 19
16. 不正行為に対する受検禁止の措置	P. 20
17. 称号「技能士」の取扱い	P. 20
18. 特別の配慮が必要な方（障がいのある方等）を対象とした特別措置	P. 20
19. 個人情報の取扱いについて	P. 20
郵便局（ゆうちょ銀行）払込取扱票ATM専用	
郵便局（ゆうちょ銀行）払込取扱票窓口専用	
20. 索引・よくある質問	P. 21

はじめに

【技能検定とは】

働く人々の持っている技能や知識を一定の基準によって検定し、公証する国家検定制度です。技能習得意欲を増進させるとともに技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と社会的地位の向上を目的とし、法律(職業能力開発促進法)に基づき、昭和34年(1959年)から実施されています。

技能検定の特級、1級、単一等級に合格した方には、厚生労働大臣から、2級、3級に合格した方には、茨城県知事から合格証が交付されます。また、技能検定合格者には、合格した等級の技能士章が交付され、「技能士」を名乗ることができます。

【技能五輪とは】

技能五輪全国大会は、国内の青年技能者(原則23歳以下)を対象に実施される全国レベルの技能競技大会です。競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えるとともに、広く国民一般に対して技能の重要性及び必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を目的として昭和38年から毎年開催されています。

虚偽の申請について

近年、受検申請書への虚偽記載により、合格を取り消される例が増えています。職業能力開発促進法施行規則第71条第1項の規定に基づき、不正行為(申請書・証明書の虚偽記載等)が明らかになった場合には、受検の停止や合格の取り消しが行われますので、次の点にご注意のうえ受検申請を行ってください。

受検申請書は必ず申請者自身が記入・確認をしてください。特に、学歴や職歴などの受検資格に関する欄は「学科または課程」、「在学期間」、「職務内容」、「在職期間」などをよく確認し、正確な情報を記入してください。

※申請内容によって、卒業証書(卒業証明書)、修了証書(修了証明書)、従事歴証明(事業者による証明)などの証明書類を追加でご提出いただくことがあります。

1 受検申請の手続き

- 受検する作業に人数制限があるかどうかで、手続きの流れが変わります。
- 次ページに申請についての注意事項を記載していますので、必ず確認してください。

人数制限がない職種

人数制限がある職種

受検申請書を作成する

受検申請書作成見本(P.14~15)を参考にしながら受検申請書に必要な事項を記入してください
(不備や記入漏れが無いように注意してください)

Check! 全受検者の申請に必要な書類です

写真 (6か月以内に撮影したもの) 本人確認書類の写し (白黒可)

Check! 条件に当てはまる受検者の申請に必要な書類です

- | | | |
|---|---|--------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 試験を一部免除で申請する | → | 免除資格の証明書類 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 手数料減免の対象として申請する | → | 減免資格を証明する書類 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 会社や学校でまとめて申請する | → | 一括申請書 (P.18) |

簡易書留で申請書を送付する

Check! 送付の前に

封筒に人数制限職種と赤字で書く

受付可能の連絡が届くのを待つ

※当協会から申請書に記入された電話番号に連絡いたします。

Check! 連絡を受けてから

受検手数料を支払う

支払方法: 払込取扱票(巻末)、銀行振込、インターネットバンキング

Check! 支払いは会社や学校でまとめられます

払込証明書を 一括申請書(P.18)と一緒に提出してください

申請書に 払込証明書を添付して
簡易書留で送付する

簡易書留で払込証明書を送付する

申請完了

※協会受検資格を審査し受理します。
※受検資格が確認できない場合はご連絡いたします。

申請完了

※協会入金と払込証明書の到着を確認し受理します。
※入金や払込証明書が確認できない場合は申請を受付できません。

【必ずお読みください】申請についての注意事項

●申請受付期間

令和7年4月7日（月）～4月18日（金）

●申請書・払込証明書の送付先

〒310-0005 茨城県水戸市水府町864-4
茨城県職業能力開発協会 技能検定課

●本人確認書類の例 ※氏名及び生年月日が確認できるものに限る

運転免許証、マイナンバーカード(個人番号は塗潰す)、住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、特別永住者証明書、在留カード、健康保険被保険者証、生徒手帳、学生証、パスポート(写真欄及び日本国査証欄)

●人数制限職種(作業)一覧

・オフセット印刷	・ウレタンゴム系塗膜防水工事	・築炉
・手積み積層成形	・アクリルゴム系塗膜防水工事	・化学分析(3級)
・鋼製下地工事	・シーリング防水工事	
・ボード仕上げ工事	・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事	

人数制限職種を申請する場合

●申請は4/7(月)から先着順で受付し、1日ごとに受理します。

- ・4/7(月)以前に届いた場合は無効です。
- ・申請受付状況は当協会HPに掲載します。

●制限人数を超えた場合は抽選になります。

- ・制限人数を超えた場合、同日に届いた申請書を抽選し受検者を決定します。

会社や学校でまとめて申請する場合

●受検手数料を団体でまとめて支払う場合は、払込証明書を一括申請書にクリップ留めしてお送りください。

- ・各個人で払込む場合は受検申請書の裏にそれぞれ貼付けてください。

●まとめて申請する受検者の中に人数制限職種の受検者がいる場合、その分の手数料は後払いになります。

- ・受付可能となりましたら、当協会から入金期日を連絡しますので、期日までに手数料を入金し、払込証明書を当協会あてに郵送してください。

2 受検手数料について

①実技試験受検手数料の減免について

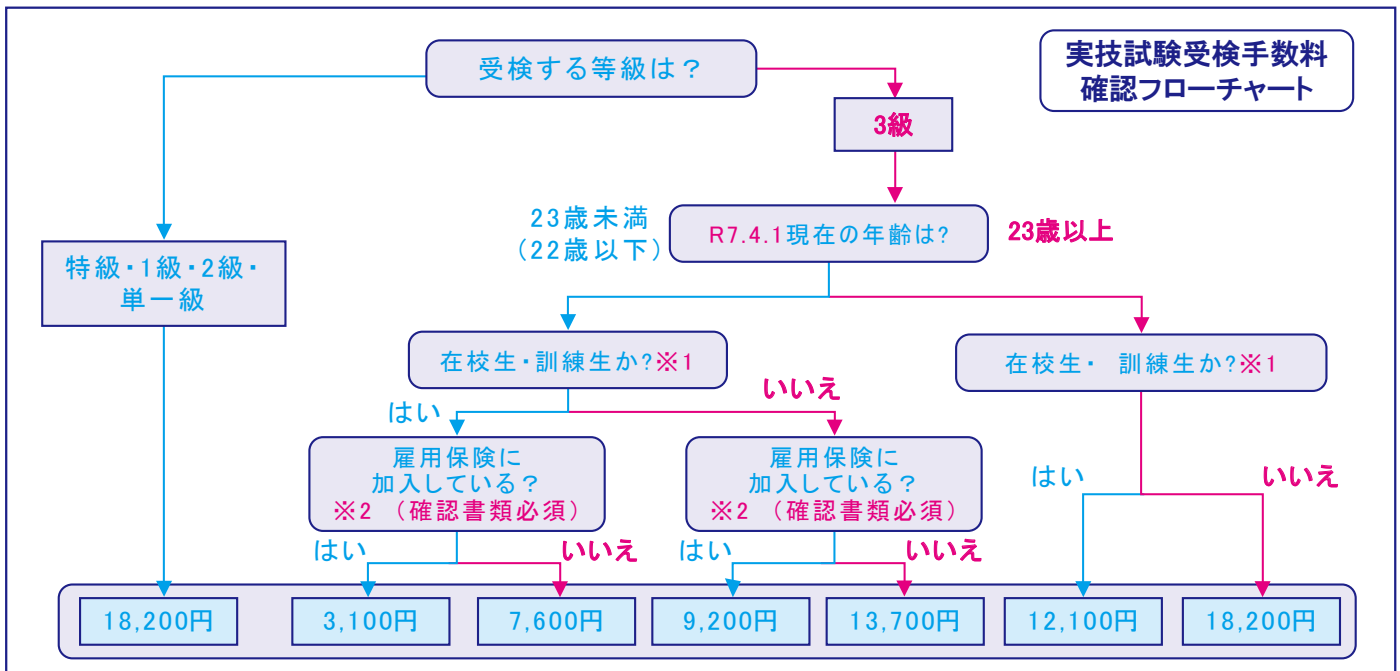
茨城県手数料徴収条例に基づき、3級受検者で条件を満たす方は実技試験受検手数料が減免となります。対象者と減免額は下表をご確認ください。学科試験を含めた受検手数料の詳細は②をご参照ください。
 ※3級以外の等級は年齢、雇用保険被保険者に関わらず減免対象外となります。
 ※在留資格を持って在留し、受検をする場合、減免対象外になることがあります。詳しくは④-(8)をご覧ください。

年齢	対象者	実技試験受検手数料
23歳以上	在校生・訓練生※1 以外(減免対象外)	18,200円
	在校生・訓練生※1	12,100円
23歳未満	下記以外の場合	13,700円
	雇用保険被保険者※2	9,200円
	在校生・訓練生※1	7,600円
	在校生・訓練生※1 かつ 雇用保険被保険者※2	3,100円

(茨城県手数料徴収条例に基づく)

②各試験の受検手数料について

- 学科試験受検手数料は等級や年齢などに関わらず、全申請者3,100円となります。
- 実技試験受検手数料は申請内容により異なります。下記フローチャートを参照してください。



- 各受検区分の受検手数料は下表を参照してください。

受検区分	実技・学科とも受検 (A甲)	実技のみ受検 (A丙・C)	学科のみ受検 (AZ・B)	実技・学科とも免除 (D)
受検手数料	実技+学科	実技試験手数料	学科試験手数料	0円

(※1) 在校生・訓練生の定義については④-(6)を参照してください。

(※2) 雇用保険被保険者として手数料減免を受ける場合の必要書類は④-(7)を参照してください。

③受検手数料払込の方法

【注意】人数制限職種の場合、手数料は後払いです。

(1) 払込取扱票で払込する場合

ATM専用と窓口専用があります。

ATM専用: ゆうちょ銀行に設置の払込機能付きATMで払込を行ってください。
ATMから出力される「**ご利用明細票**」を申請書に貼付してください。

窓口専用: ゆうちょ銀行の窓口で払込を行ってください。窓口で渡される「**振替払込受付証明書(お客さま用)**」を申請書に貼付してください。
「振替払込請求書兼受領書」は、手数料払込の領収書として大切に保管してください。

(2) 銀行振込・インターネットバンキングで払込する場合

下記の口座に振込の上、**払込明細書**(インターネットバンキングの場合は振込完了画面を印刷した書面)を申請書に貼付してください。

銀行名	ゆうちょ銀行	金融機関コード	9900
店名	〇二九店(ゼロニキュウ店)	支店コード(店番)	029
口座番号	0106347	預金種目	当座
加入者名	茨城県職業能力開発協会(イバラケンシヨクキョウノウリヨクカイハツキョウカイ)		

④受検手数料に関する注意事項

(1) 受検手数料は茨城県手数料徴収条例に基づきます。

(2) 下記の期間中に受検手数料の入金が確認できない場合は、申請を受理いたしません。

入金期間(厳守)令和7年4月7日(月)～ 4月18日(金)

(3) 当協会から手数料払込の領収書は発行いたしません。必要な場合は払込証明書の写しを添付し、原本を領収書として保管してください。

(4) 請求書払いには対応していません。

(5) 受検手数料は非課税です。なお、払込の際にかかる手数料は課税対象となります。

(6) 在校生・訓練生とは次のいずれかに該当する方をいいます。

- 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校の在校生
- 公共職業能力開発施設の訓練生及び職業能力開発大学校の在校生(短期課程を除く)
- 認定訓練施設の訓練生(就職している者及び短期課程を除く)

(7) 令和7年4月1日時点で年齢が22歳以下かつ雇用保険被保険者の方が3級の実技試験を減免対象として申請する際は**減免確認書類**として下記のいずれか1つを必ず添付してください。

①就労証明書、②直近の給与明細の写し、③雇用保険被保険者証の写し

当該書類の添付がない場合は減免対象として受理できませんのでご注意ください。

(8) 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方は、年齢や雇用保険の加入にかかわらず「23歳未満」の減免対象になりません。なお、在校生の場合は実技試験手数料が「12,100円」となります。

3 実施職種および選択作業

- 実技試験日欄に「受検票にて通知」と記載がある職種(作業)は令和7年6月10日(火)～9月9日(火)(3級職種は6月10日(火)～8月10日(日))の期間内で、受検票に記載の日時および会場で実施されます。**受検者都合による日時の指定、変更はできません。**
- 学科試験日および実技試験日欄に「①」～「⑤」の記載がある作業は、**全国統一の日時**で、それぞれ下記の通り実施します。
①8月24日(日) ②8月31日(日) ③9月3日(水) ④9月7日(日) ⑤7月13日(日)
- 注釈欄に注釈番号の記載がある職種(作業)は必ずP.8～P.9を確認してください。
- 実技試験日欄に記載の日時は変更になる場合がありますので、必ず送付される受検票で確認をしてください。

赤字の職種・作業は実技の人数制限があります。(注1)

1級・2級

の作業は事業所・団体での申請に限ります。(注9)

職種	選択作業	学科試験		実技試験			注釈			
				製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 試験				
造園	造園工事	①	AM	受検票 にて通知	受検票 にて通知	—				
鑄造 計画立案等は1級のみ実施	非鉄金属鑄物鑄造	④	AM		—	④	PM			
金属熱処理 製作等作業は1級のみ実施 判断等は2級のみ実施	一般熱処理	①	AM		受検票 にて通知	②	①	PM		
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理									
	高周波・炎熱処理									
機械加工	普通旋盤	②	AM			受検票 にて通知	—	—		注 10,11
	数値制御旋盤					—	②	PM	注 9,10,11	
	フライス盤					—	—			
	数値制御フライス盤					—	②	PM		
	平面研削盤					—	—			
	円筒研削盤			—		—				
	心無し研削盤			—		—				
	ホブ盤			—	—					
	マシニングセンタ			—	受検票 にて通知	②	PM			
非接触除去加工 計画立案等は 数値制御形彫り放電と ワイヤ放電の1級のみ実施	数値制御形彫り放電加工	④	AM	—	④	PM	注 9,10,11			
	ワイヤ放電加工			—						
	レーザー加工			—						
金属プレス加工	金属プレス	①	AM	受検票 にて通知	—	①	PM	注 4		
鉄工	製缶	②	AM		—	—				
	構造物鉄工				—	—		注 2,3		
建築板金	内外装板金	④	PM		—	—				
	ダクト板金				—	—				
工場板金	曲げ板金	④	PM		—	—		注 2		
めっき	電気めっき	②	AM		—	—				
仕上げ	治工具仕上げ	④	AM		—	—				
	金型仕上げ				—	—				
	機械組立仕上げ				—	—				
切削工具研削	工作機械用切削工具研削	④	PM	—	—		注 5,9			
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト	②	AM	—	②	PM	注 9			
電子機器組立て	電子機器組立て	②	PM	—	—		注 10			

1級・2級

職種	選択作業	学科試験		実技試験			注釈	
				製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 試験		
電気機器組立て	変圧器組立て	④	AM	受検票 にて通知		④		注 2,9,10
	配電盤・制御盤組立て					—		
	開閉制御器具組立て					—		
	回転電機巻線製作					—		注 9,10
光学機器製造	光学ガラス研磨	①	AM		受検票 にて通知	—		注 9,10,11
建設機械整備	建設機械整備	②	AM		—	④	PM	注 2
婦人子供服製造	婦人子供服注文服製作	②	PM		—	—		
家具製作	家具手加工	②	PM		—	—		
建具製作	木製建具手加工	②	PM		—	—		
印刷	オフセット印刷	②	PM		—	—		注 1
プラスチック成形	射出成形	①	PM	—	—		注 10,12	
	真空成形			—	④	④	AM	
強化プラスチック成形	手積み積層成形	④	PM	—	—		注 1,8	
石材施工	石張り	④	AM	—	—			
とび	とび	①	PM	—	—			
左官	左官	②	PM	受検票 にて通知	—	—		
築炉	築炉	①	PM		—	—	注 1	
ブロック建築	コンクリートブロック工事	④	PM		—	—		
タイル張り	タイル張り	④	AM		—	—		
畳製作	畳製作	②	PM		—	—		
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事	①	PM		6月28日	—	—	注 1
	アクリルゴム系塗膜防水工事				—	—		
	シーリング防水工事				—	—		
	改質アスファルトシート 常温粘着シート工法防水工事				—	—		
内装仕上げ施工 鋼製下地工事および ボード仕上げ工事の 実技試験は1級のみ実施	プラスチック系床仕上げ	②	AM		受検票 にて通知	—	—	注 1,5
	鋼製下地工事			—		—		
	ボード仕上げ工事			—		—		
	化粧フィルム工事			—		—		
熱絶縁施工	保温保冷工事	④	AM	—		—		
化学分析 計画立案等は1級のみ実施	化学分析	①	AM	②		—	①	PM
表装	表具	④	AM	受検票 にて通知		—	—	
	壁装					—	—	
塗装	建築塗装	①	AM	8月30日		—	—	注 7
	金属塗装			受検票 にて通知		—	—	
	噴霧塗装				—	—		
写真	肖像写真デジタル	③	AM	—	—			
フラワー装飾	フラワー装飾	④	PM	—	—		注 6	

単一等級

職種	選択作業	学科試験		実技試験			注釈
				製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 試験	
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー	④	PM	受検票 にて通知	—	—	

赤字の職種・作業は実技の人数制限があります。(注1)

3級 の作業は事業所・団体での申請に限ります。(注5)

職種	選択作業	学科試験		実技試験			注釈	
				製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 試験		
造園	造園工事	⑤	AM	受検票 にて通知	受検票 にて通知	—		
金属熱処理	一般熱処理	①	PM	—	②	①	PM	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処置			—				
	高周波・炎熱処理			—				
機械加工	普通旋盤	⑤	AM	受検票 にて通知	—	—		
	数値制御旋盤				—	—	注9	
	フライス盤				—	—	注9	
	マシニングセンタ				—	—	注9	
めっき	電気めっき	⑤	PM		—	—	—	
仕上げ	機械組立仕上げ	⑤	PM		—	—	—	注9
機械検査	機械検査	⑤	PM		—	—	—	
電子機器組立て	電子機器組立て	⑤	AM		—	—	—	
シーケンス制御	シーケンス制御	⑤	PM		—	—	—	
化学分析	化学分析	⑤	AM		—	—	—	注1
フラワー装飾	フラワー装飾	⑤	PM		—	—	—	

《注意事項》

(注1) **実技試験の受検人数に制限のある職種です。**申請の取扱いは下記の通りとなります。

- 受検申請は郵送受付のみとなります。封筒に人数制限職種申込と朱書きの上、郵送してください。
- 受検手数料は後払いです。受付可能の連絡があるまで払い込まないでください。
- 令和7年4月7日(月)到着分から、1日単位で受付を行います。(受付期間前の到着は無効)
- 制限人数に達した段階で職種(作業)の受付を締め切ります。
- 制限人数を超える申請があった場合、その日に到着した申請書から抽選にて受付者を決定します。その場合、茨城県内に在住または在勤の方が優先されます。
- 申請書に不備がある場合は、**到着日の抽選対象から外れます。**
- 受付の可否については、申請書に記入した電話番号に連絡いたします。
(一括申請書を同封している場合は、一括申請書に記入された電話番号へ連絡致します。)
- 当協会より受付可能の連絡がありましたら、**指定した期日までに受検手数料を入金し、払込証明書等を郵送してください。**(詳細はP.3に記載)
- 申請書の不備について確認が取れない場合や、指定の期日までに受検手数料の払込みが確認できない場合、**申請を受理できない**ことがあります。
- 申請を締め切った職種(作業)は、当協会HP(<https://ibaraki-vada.com>)において、随時掲載します。郵送した書類が到着する前に受付を締め切った場合でも、郵送料、振込手数料の返還はできません。

(注2) ガス溶接作業主任者免許(旧アセチレン溶接免許証を含む。)又はガス溶接技能講習修了証を試験当日までに取得、携帯していない場合は実技試験を受検できません。試験当日には必ず免許証又は修了証の本証を持参してください。

(注3～5) 実技試験当日に、以下の特別教育受講修了証等の提示又は同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告してください。

注3:「アーク溶接」 注4:「動力プレス機械の金型取付け等」 注5:「研削といしの取替え」

(注6) 2級実技試験及び技能五輪茨城県大会は、Aコース(花束・アレンジメント・ブライダルブーケ)です。

(注7) 1・2級とも課題1は「多孔質ローラーブラシ塗作業」で実施します。

(注8) 実技試験受検者について、1事業所で2名までと制限する場合があります。

(注9) 受検者の所属事業所(設備・人員)にて実施するため、以下①～③の条件を全て満たす必要があります。

- ①受検者が属する茨城県内の事業所・団体の設備(実施要領に適合したもの)を試験に利用できること
- ②受検者が属する事業所・団体から技能検定委員等の協力が得られること
- ③集中採点を行う職種(注10)では、採点日も技能検定委員の協力を得られること

以下に該当する事業所は受付期間開始2週間前までに必ず当協会に実施可能か確認を受けてください。

(事前の確認がない場合、申請を受理できない場合があります。)

①初めて試験実施を希望される事業所

②過去に試験実施を行ったが、昨年(前年)度は実施していない事業所

(注10) 実技試験日とは別日に集中採点を実施します。所属事業所で実技試験を実施する場合は、集中採点日にも技能検定委員を派遣していただきます。

(注11) 他事業所・団体での実技試験に、技能検定委員を派遣していただきます。所属事業所・団体の職員で対応が可能かどうか、受検申請前に確認してください。

(注12) 射出成形作業の実技試験を受検申請する方は必ず下記事項をご確認ください。

- 実技試験は1級、2級とも原則として次の通り実施いたします。

実技試験会場	使用設備	備考
茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所 (結城市鹿窪189)	FE80S12ASE (日精樹脂工業(株))	事前に設備公開あり

※上記以外の会場で実施する場合は必ず事前にお知らせいたします。

- 所属事業所(設備)を利用して実技試験を実施できる制度(特別臨時会場制度)があります。

<特別臨時会場の概要>

試験会場	申請事業所・団体にて手配(試験実施要領に適合したもの)
試験設備・準備品等	
試験日時	実技試験実施期間の内、学科試験日を除いた日程から当協会との調整の上決定すること。
受検者	申請事業所・団体に在籍する者の他、一般受検者を受入すること。

※特別臨時会場としての設置は、自社以外の受検者を受け入れていただくことが原則となります。

- 特別臨時会場の設置を希望される事業所・団体の方は、上記概要をご確認のうえ受付期間開始の2週間前までに申請をしてください。
- 申請を受け、当協会から許可を受けた場合のみ設置が可能となります。
- 特別臨時会場は実技試験の実施において事業所・団体(原則当協会会員に限る)からの申請により特別に設置が認められた臨時の試験会場です。継続的に当該会場での試験実施が保証されるものではありません。

《その他の注意事項》

- ・人数制限の有無に関わらず、受検者が多数の場合には、受検申請期間中でも受付を締め切る、受入人数を制限する(1事業所2名など)等の対応をすることがあります。
- ・受検申請受付締め切り後、実技試験申請者が5人以下の作業については、学科試験のみを実施し、実技試験は実施しません。その際には、当協会から連絡します。
- ・3級実技試験は、会場設備等を勘案して、高校生等の在校生を優先させていただく場合があります。
- ・実技および学科両方の試験について免除資格があり、受検資格を満たす場合、前表に表記のない職種(作業)についても受検申請ができます。(受検区分Dで申請をしてください)
- ・実技試験は製作等作業試験を原則としますが、職種(選択作業)によっては判断等試験、計画立案等作業試験が行われます。この場合、試験問題ではなく、問題の概要が事前公表されます。

- 必要な実務経験年数は、下表のとおりです。(受付期間の最終日まで下記の実務経験年数を満たしていることが必要です。)
- 受検資格の判断における「実務経験」とは、**受検する検定職種に関わる実務の経験です。**
- 実務経験には現場での作業に加えて、管理監督、訓練、教育及び研究に関する業務や入職後に訓練又は教育を受講した期間も含まれます。
- 検定職種に関連のない学科、訓練科又は免許職種を卒業又は修了した者は「**実務経験のみ**」の欄の年数になります。
- 「**〇級合格後**」は合格証書に記載の「合格証書交付日」からの経過年数で計算してください。
- 受検資格判定等で困難が生じる場合、成績(履修)証明書を提出いただく場合があります。

受検対象者	等級区分		1 級			2 級		3 級	単一 等級
	特級	1 級合格後	受検に必要な実務経験年数			受検に必要な実務経験年数		受検に必要な実務経験年数(※6)	受検に必要な実務経験年数
			直接1級を受検	2 級合格後	3 級合格後	直接2級を受検	3 級合格後		
実務経験のみ	5	7	2	4	2	0	0 (※9)	3	
検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に関するものに限る	専門高校卒業(※1) 専修学校(大学入学資格付与課程に限る。)卒業	6			0		0	1	
	短大・高専・高校専攻科卒業(※1) 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る。)卒業	5			0		0	0	
	大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く)(※1) 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る。)卒業	4			0		0	0	
	専修学校(※2)又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。) (※3)	800h 以上	6	2	4	0	0	0(※8)	1
		1600h 以上	5			0		0(※8)	1
		3200h 以上	4			0		0(※8)	0
	短期課程の普通職業訓練修了(※4・※10)	700h 以上	6			0		0(※7)	1
	普通課程の普通職業訓練修了(※4・※10)	2800h 未満	5			0		0	1
		2800h 以上	4			0		0	0
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了(※4・※10)	3	1	2	0			0	0
	応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了(※10)		1			0		0	0
	長期課程又は短期養成課程の指導員訓練修了(※10)		1(※5)			0(※5)		0	0
職業訓練指導員免許取得		1			—	—	—	0	
長期養成課程の指導員訓練修了(※10)		0			0	0	0	0	

- ※1 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者は、学校教育法に基づくそれぞれのものに準じます。
- ※2 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除きます。
- ※3 厚生労働大臣が指定した施設で、かつ受検する職種に関する学科についても厚生労働大臣が指定したものに限りです。詳しくは当協会までお問合せ下さい。なお、下記のHPで詳細がご覧になります。
【厚生労働省】検定職種のHP ▶<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/syokunou/ginou/aramashi/kansuru.html>
- ※4 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなされます。
また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなします。
- ※5 短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練終了後に行われる能力審査(職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査)に合格したものに限りです。
- ※6 3級技能検定については、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できるほか、検定職種に関する実務に従事している場合は、経験年数に関わらず受検できます。
上記以外の工業高等学校等に在学する者で、検定職種に係る講習を受講し講習責任者から受検に問題がないと判定される場合は、個別に確認しますので問い合わせください。(確認書類必須)
- ※7 総訓練時間が700時間未満のものを含みます。
- ※8 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与します。
- ※9 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認める。
- ※10 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

5 技能検定試験の免除資格一覧

1 技能検定関係（同一の検定職種に限る）

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
特級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※1
1級	技能検定合格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※2
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※2
2級	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※2
3級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	—	※2
単一等級	技能検定合格	—	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※2

※1 特級については実技試験又は学科試験に合格した日から5年間(最終年については、年度終わりまで)有効
 ※2 選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

2 職業能力開発行政関係(検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る) ※試験免除になる科目名はP12を参照してください。

対象者			技能検定試験の免除の範囲					備考
			特級	1級	2級	3級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得			—	学科の全部			学科の全部	
応用課程又は特定 応用課程の高度職 業訓練における技能 照査合格	技能照査合格後 実務経験年数	5年	学科の全部			学科の全部		
		2年	—	学科の全部			学科の全部	
			—	—	学科の全部		学科の全部	
専門課程又は特定 専門課程の高度職 業訓練における技能 照査合格	技能照査合格後 実務経験年数	4年	学科の全部			学科の全部		
		1年	—	学科の全部			学科の全部	
			—	—	学科の全部		—	
普通課程の普通職 業訓練における技能 照査合格	技能照査合格後2年 (2800h以上なら1年) の実務経験		—	—	学科の全部		学科の全部	
			—	—	学科の全部		—	
短期課程の普通職 業訓練について修了時 試験合格かつ修了	1級技能士コース		—	学科の全部			—	
	2級技能士コース		—	—	学科の全部		—	
	単一等級技能士コース		—	—	—	—	学科の全部	
中央技能検定委員2年以上			—	実技の全部及び学科の全部			実技の全部 ※1 学科の全部 ※1	
都道府県技能検定委員2年以上			—	実技の全部			実技の全部 ※1	
技能五輪全国大会における技能証			—	実技の全部	—	—	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			—	—	実技の全部		— ※2	
全国障害者技能競技 大会	実技部門の技能証		—	—	実技の全部		— ※2	
	学科部門の技能証		—	—	学科の全部		— ※2	

※1 選択科目のある検定職種の場合は、同一の選択科目に限る
 ※2 有効期限が過ぎた技能証であっても有効(H16厚労告376附則第2項及び第3項)

3 他法令等関係

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者		—	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般			—	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部			—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種に係る学科試験の全部			—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部
東京商工会議所が行う和裁の技能検定	1級の技能検定	—	和裁職種に係る実技試験の全部			—	
	2級の技能検定	—	—	和裁職種に係る実技試験の全部		—	

- 職業訓練指導員免許を取得している方は、対応する検定職種の1級・2級・3級及び単一等級の学科試験が免除されます。
- 学科とは、専修学校・高等学校・大学などの専攻科目であり、その学科およびこれに準ずるものを修めていると、対応する検定職種の受検資格の実務経験年数等が短縮されます。(P10参照)

検定職種	免許職種	学科の例
造園	造園科 森林環境保全科	工業化学科 化学工学科 農芸化学科
鋳造	鋳造科	や金科 金属工学科 機械科
金属熱処理	熱処理科	や金科 金属工学科 機械科
機械加工	機械科	機械科
非接触除去加工	機械科	機械科
金属プレス加工	塑性加工科	機械科
鉄工	塑性加工科 構造物鉄工科 鉄道車両科 造船科	金属工学科 機械科 造船科 建築科 土木科
建築板金	塑性加工科 建築板金科	機械科 建築科
工場板金	塑性加工科	機械科
めっき	金属表面処理科	金属工学科 工業化学科 化学工学科
仕上げ	機械科	機械科
切削工具研削	機械科 製材機械科	機械科 木材加工科
機械検査	機械科	機械科
ダイカスト	鋳造科	や金科 金属工学科 機械科
電子機器組立て	電子科	電子科 電気科
シーケンス制御	電気科 メカトロニクス科	電子科 電気科
電気機器組立て	電気科 メカトロニクス科	電子科 電気科
光学機器製造	光学ガラス科 光学機器科	機械科 物理学科
建設機械整備	建設機械科	機械科
婦人子供服製造	洋裁科	被服科 服装科 洋裁科

検定職種	免許職種	学科の例
家具製作	木工科	工芸科
建具製作	木工科	建築科 工芸科
印刷	製版・印刷科	印刷科
プラスチック成形	プラスチック製品科	機械科 電気科 工業化学科
強化プラスチック成形	プラスチック製品科	工業化学科
石材施工	石材科	建築科 土木科
酒造	発酵科	発酵科
とび	とび科	建築科
左官	左官・タイル科	建築科
築炉	築炉科	建築科
ブロック建築	ブロック建築科	建築科
タイル張り	左官・タイル科	建築科
畳製作	畳科	—
防水施工	防水科	建築科
内装仕上げ施工	床仕上げ科 インテリア科	建築科
熱絶縁施工	熱絶縁科	設備科 造船科 工業化学科 化学工業科 建築科
化学分析	化学分析科 公害検査科	工業化学科 化学工学科 農芸化学科
表装	インテリア科 表具科	工芸科
塗装	塗装科	建築科 工芸科 塗装科
写真	写真科	写真科
フラワー装飾	フラワー装飾科	園芸科 フラワーデザイン科 フラワービジネス科
路面標示施工	—	塗装科

7 技能五輪茨城県大会

1 競技職種(15 職種)

地方大会 競技職種名	全国大会 競技種目名	地方大会 競技職種名	全国大会 競技種目名
機械加工 (普通旋盤作業)	旋盤	とび (とび作業)	とび
機械加工 (フライス盤作業)	フライス盤	左官 (左官作業)	左官
機械加工 (精密器具製作)	精密機器組立て	タイル張り (タイル張り作業)	タイル張り
鉄工 (構造物鉄工)	構造物鉄工	フラワー装飾 (フラワー装飾作業)	フラワー装飾
仕上げ (機械組立仕上げ作業)	機械組立て	工場板金 (曲げ板金作業)	曲げ板金
電子機器組立て (電子機器組立て作業)	電子機器組立て	家具製作 (家具手加工作業)	家具
電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て)	工場電気設備	建具製作 (木製建具手加工作業)	建具
婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作作業)	洋裁	□は技能五輪のみの職種	

2 参加料 18,200 円

3 参加資格 平成14年(西暦2002年)1月1日以降に生まれた方で、茨城県内に在住又は在勤の方

4 参加申込みの方法

- 技能五輪茨城県大会参加申込書(協会所定用紙)に必要事項を記入の上、P.2を参照し**令和7年4月7日(月)から4月18日(金)**までの間に当協会へ参加料を払込みの上、申込みしてください。
- 令和7年(第63回)技能五輪全国大会への参加を希望する場合は、参加申込書左下「参加希望の有無」欄の「有」に「○」を付けてください。
- 参加申込書裏面に**本人確認書類**を貼り付けてください。

5 競技実施日および会場 **令和7年6月10日(火)から9月9日(火)**までの間において指定する日時・場所で行います。

6 競技課題の公表 令和7年6月3日(火)以降、公表します。

7 技能証の交付 一定水準以上の成績を収めた方は、合格発表日付で技能証が交付され、2級の実技試験が免除されます。

8 全国大会への推薦

- 茨城県大会において優秀な成績を修めた方は、全国大会に推薦されます。
- 全国大会の該当職種の競技が実施されないこととなった場合は、推薦から除きますので、予めご承知おきください。
- 全国大会に出場される選手で、出場時に中小企業または学生等の未就労者については、材料費、講師謝金等の助成制度があります。また、併せて厚生労働省の「若年技能者人材育成支援等事業」により、技能五輪全国大会の参加選手・指導者等に対し、宿泊費と交通費等の援助を行っています。詳細についてはお問い合わせください。

9 その他の注意事項

- 茨城県大会は、2級の実技試験問題を用いて競技を行います。
- 技能検定対応職種に参加申込みをする方が技能検定2級の受検資格を有する場合は併せて申請することができます。
- 上記職種以外に予選会を実施する場合があります。詳細は茨城県職業能力開発協会技能検定課(TEL:029-221-8647)へお問い合わせください。

8 受検申請書作成見本 (不備があると申請は受理できません)

- ・申請書に記載すべき事項は、正確明瞭に、漏れのないように記入して下さい。
- ・学歴、訓練歴、職歴等については、原則として申請書に記載された情報の範囲で審査しますが、必要に応じて卒業証書、修了証書、成績証明書、実務経験証明書等の証明書類を提出いただくことがあります。なお、受検申請書に記載された、学歴、訓練歴、職歴等に偽りが判明したときは、試験の停止又は合格を取り消す場合があります。
- ・ボールペン等で記入してください。(鉛筆や消えるボールペンは使用不可。)
- ・文書は楷書、数字は算用数字で正確に(略字、俗字は使わずに)記入してください。
- ・記入した内容を訂正する場合は、二重線で取り消し訂正してください。(訂正印不要/修正液等の使用不可)

- 申請日を記入してください。
- 受検する級を記入してください。
- P.6~9を見て該当する職種名・作業名を記入してください。(特級は職種名のみ記入)
- 氏名・性別・生年月日・年齢(4/1現在)を記入してください。氏名は楷書で正確に自署してください。(略字は不可)
- 現住所は建物名・部屋番号まで、詳しく記入してください。
(実技試験問題または問題概要、受検票の送付先となります。)
- 該当する受検区分に○をしてください。
A甲:学科・実技 両方を受検
A乙:学科のみ受検
(技能士合格にはなりません。)
A丙:実技のみ受検
(技能士合格にはなりません。)
B:学科のみ受検し、実技は免除
⑬に記入し、証明書の写しを添付すること
C:実技のみ受検し、学科は免除
⑬に記入し、証明書の写しを添付すること
D:学科・実技とも免除
⑬に記入し、証明書の写しを添付すること
⑳本人確認書類は必要です
- 日中連絡が取れる電話番号及び事業所の電話番号を記入してください。(申請内容の確認のため又は試験当日に連絡する場合があります。)
- 該当する送付先の区分に○をしてください。「団体・事業所とりまとめ宛」に○をした場合は、要件の3名以上または会員(茨城県職業能力開発協会)のいずれかに✓チェックをしてください。また、「送付先団体・事業所名」も記入してください。
- 最終学歴を記入してください。(大学院の場合は大学も併記)
また、受検申請職種に関わる専攻科目(P.12参照)を卒業されている場合は併せて記入してください。
- 職業訓練校・職業訓練大学校・各種学校等の訓練歴ある場合は記入してください。
- 受検申請職種に関わる職歴を記入してください。職務内容は具体的に記入してください。「一般職」や「営業」、「事務」は認められません。
【記入の一例:職種名+内容とする
→例:機械加工作業員、油圧装置調整・保全員など】

(左要) **技能検定受検申請書** 2024年3月 改訂版

技能検定を受検したいので、次の事項及び「技能検定受検案内」記載事項に同意し、申請します。【必ず本人の自筆で記入】

令和 6 年 4 月 5 日

1. 受検申請者情報 (太枠内を全て記入し、本人確認書類を貼付けること。)

2 等級	1 級	3 職種名	機械加工	4 氏名	茨城 太郎	6 性別	男	7 受検区分	① A甲: 学科・実技とも受検 ② A乙: 学科のみ受検 (免除なし) ③ A丙: 実技のみ受検 (免除なし) ④ B: 学科のみ受検 (実技免除) ⑤ C: 実技のみ受検 (学科免除) ⑥ D: 学科・実技とも免除
5 現住所	〒 310-0005 水戸市水府町864-4 (建物名・部屋番号: 水府アパート301号室)		8 受検関係書類送付先	個人宛 現住所に送付 (要件) □ 3名以上 または ④ 会員 (茨城県職業能力開発協会) 送付先 〇〇工業(株) 団体・事業所名		9 受検番号		※ 090-0000-0000 029-221-8647	

2. 受検資格 (最終学歴および受検職種に該当する経歴・資格等を記入すること。)

9 ① 学歴	学校名	学科または課程	専攻・コース等	所在地 (市町村まで)	在学期間
① 学歴	〇〇大学	工学部	機械科	〇〇市	⑤ 3年 4月 ~ ⑥ 7年 3月 (卒業) (中退) (在学中)
	〇〇工業高校	総合工学科	機械コース	〇〇市	⑤ 63年 4月 ~ ⑥ 3年 3月 (卒業) (中退) (在学中)
② 訓練歴	訓練校名	学科または課程	専攻・コース等	所在地 (市町村まで)	訓練期間
② 訓練歴	〇〇高等職業訓練校	機械科		〇〇市	⑤ 7年 4月 ~ ⑥ 9年 3月 (修了) (中退) (在学中)
③ 現在及び過去の職歴	事業所名 (現在のもの)	職務内容 (注3)	所在地 (市町村まで)	在職期間	
③ 現在及び過去の職歴	〇〇工業(株)	普通旋盤作業員	〇〇市	⑤ 16年 7月 ~ 現在に至る	
	◆受検申請職種に係る過去の職歴がある場合は下記に記載すること。	事業所名	職務内容 (注3)	所在地 (市町村まで)	在職期間
③ 現在及び過去の職歴	〇〇建機	普通旋盤作業員	〇〇市	⑤ 9年 4月 ~ ⑥ 16年 6月	
				年月 ~ 年月	

◆合格証の写しを添付すること。(特級申請者は必ず記入すること。)

⑫ ④ 技能検定合格状況	1 2 級 機械加工	職種	普通旋盤 作業	取得都道府県: 茨城県
	合格年月日: ⑤ ⑥ ⑦ 12年 3月 12日	技能士番号: 00-0-000-00-0000		
	2 級	職種	作業	取得都道府県:
	合格年月日: ⑤ ⑥ ⑦ 年 月 日	技能士番号:		

3. 試験免除 (受検区分B, C, D申請者は必ず記入し、証明書の写しを添付すること。)

⑬ ① 実技試験合格	作業: 普通旋盤	20 茨城太郎	昭和47年4月5日生
② 技能証	取得都道府県: 茨城県	住所	〇〇〇〇〇〇〇1-2-3
③ 検定委員歴	合格年月日: ⑤ ⑥ ⑦ 21年 3月 17日	交付	令和01年02月01日 12345
(年月日)	合格番号: 茨0000号	2028年(令和10年)04月05日まで有効	運転免許
① 学科試験合格	作業・コース等:	免許の眼鏡等	見本
② 技能検定合格 ⑤ 指導員免許	取得都道府県:	番号	012345678900 号
③ 技能照査合格 ⑥ その他	合格年月日: ⑤ ⑥ ⑦ 年 月 日	有効	〇年 〇月 〇日
④ 技能士コース ()	合格番号:	有効	〇年 〇月 〇日

※ 受検資格 実技免除 学科免除 ※ 受検資格 実技免除 学科免除

- 受検申請職種の低位級を合格されている場合は記入してください。合格証の写しを添付すること。
- 試験免除がある方は記入してください。証明書や一部合格通知の写しを添付すること。
※一部合格通知を紛失した場合はP.21「よくある質問(No.9)」を参照ください

14 フローチャートの該当する金額を記入してください。合計金額も記入してください。

15 等級・職種名・作業名・氏名を記入してください。

16 講習会実施団体への情報提供の有無を注意事項を読んだ上で丸を付けてください。

17 学科試験写真票及び実技試験写真票の各欄を記入してください。(片方受検の方は該当する試験の写真票のみ記入)

貼り付ける写真は以下のとおりしてください。
 ・サイズは縦4cm×横3cm程度(多少異なって可)
 ・紛失防止のため、裏面に級別、作業名および氏名を記入すること。
 ・無帽・無背景・カラーで6か月以内に撮影したもの

18 該当する項目を確認し、必要書類を添付した上でチェックを入れてください。

19 受検手数料を振込後、申請書裏面の添付欄に「振替払込受付証明書(お客さま用)」又は「ご利用明細票」を貼付してください。

複数名分を同時に振り込む場合、申請時に必ず【技能検定一括申請書】を一緒に提出してください。(P.19)

ただし人数制限職種については、振り込みをせずに申請書を郵送してください。(P.3参照)

20 本人確認書類は、所定の枠に収まるサイズ(免許証サイズ)で貼り付けてください。住民票の写しなど、枠に収まらない証明書の場合は、申請書裏面に枠に収まるサイズで糊付けせずに添付してください。

また、運転免許証等の裏面に氏名変更・住所変更の記載がある場合も、申請書裏面に貼り付けてください。

4. 受検手数料確認票

実技試験

受検する等級は？
 特級・1級・2級・単一等級
 23歳以上
 (注1)在校生・訓練生か？
 いいえ → ① ¥18,200
 はい → ② ¥12,100
 4/1現在の年齢は？
 23歳未満(22歳以下)
 (注1)在校生・訓練生か？
 いいえ → ③ ¥13,700
 はい → ④ ¥9,200
 (注2)雇用保険に加入している？
 いいえ → ⑤ ¥7,600
 はい → ⑥ ¥3,100

学科試験

一律 ¥3,100

14 料金の金額を記入
 受検手数料
 実技 0円
 学科 3,100円
 合計 3,100円

※協会使用欄

区分	手数料
<input type="checkbox"/> A	21,300 15,200(学) 16,800(若) 12,300(雇)
<input type="checkbox"/> B	10,700(若・学) 6,200(学・雇)
<input type="checkbox"/> C	18,200 12,100(学) 13,700(若)
<input type="checkbox"/> D	9,200(雇) 7,600(若・学) 3,100(学・雇)
<input type="checkbox"/> E	0

等級・職種名・作業名・氏名を記入

等級	1	級
職種名	機械加工	職種
作業名	普通旋盤	作業
氏名	茨城 太郎	

15

講習会実施団体への情報提供
 0: 同意しない
 1: 同意する

16 ※受付印

注1) ※の部分は記入しないでください。
 注2) 記入した内容を訂正する場合は、二重線で取り消し訂正してください。(訂正印不要/修正液等の使用不可)
 注3) 職務内容は、検定職種に関する内容を具体的に記入する。【職種名+内容(例:機械加工作業員、油圧装置調整保全員など)】

5. 個人情報の第三者への提供の確認

技能検定に係る講習会が一部の作業で実施されます。実施団体等からの案内を希望する場合は、実施団体に氏名、住所、電話番号等の情報を提供することを同意してください。空欄の場合は、「同意しない」とみなします。
 【希望しない場合】「0: 同意しない」に丸を付ける
 【希望する場合】「1: 同意する」に丸を付ける
 ※「1: 同意する」に丸を付けた場合においても、必ずしも講習会の案内が届くとは限りませんので、受講希望の場合は、実施団体に直接お問い合わせください。

16

17 学科試験写真票

18 添付が必要な証明書申請者チェック欄

19 ※受検手数料の入金証明等の添付欄は裏面です。

17 学科試験写真票

18 添付が必要な証明書申請者チェック欄

19 ※受検手数料の入金証明等の添付欄は裏面です。

20 本人確認書類は、所定の枠に収まるサイズ(免許証サイズ)で貼り付けてください。

年号対照表(参考) 年齢は令和7年4月1日時点での年齢です。申請書にはこの年齢を記入してください。※早生まれの方の卒業年は1つ前の年になります。

生年	年齢	中学卒	高校卒	生年	年齢	中学卒	高校卒	生年	年齢	中学卒	高校卒	生年	年齢	中学卒	高校卒
S46	54歳	S62	H2	S55	45歳	H8	H11	H1	36歳	H17	H20	H10	27歳	H26	H29
47	53	63	3	56	44	9	12	2	35	18	21	11	26	27	30
48	52	H1	4	57	43	10	13	3	34	19	22	12	25	28	31/R1
49	51	2	5	58	42	11	14	4	33	20	23	13	24	29	2
50	50	3	6	59	41	12	15	5	32	21	24	14	23	30	3
51	49	4	7	60	40	13	16	6	31	22	25	15	22	31/R1	4
52	48	5	8	61	39	14	17	7	30	23	26	16	21	R2	5
53	47	6	9	62	38	15	18	8	29	24	27	17	20	3	6
54	46	7	10	63	37	16	19	9	28	25	28	18	19	4	7

9 技能検定の概要

- 技能検定試験は、実技試験及び学科試験により実施します。
- 合否基準は、100点を満点として、原則として実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。

<実技試験について>

実技試験は、製作等作業試験、計画立案等作業試験、判断等試験の三種類があり、職種(作業)により実施する作業が異なりますのでご注意ください。実技試験の内容については、中央職業能力開発協会HP(<https://www.javada.or.jp>)に掲載の「実技試験問題の概要」を申請前に必ずご確認ください。また、同ページ「実技試験の採点項目及び配点」には各作業の採点項目及び配点が記載されています。

<学科試験について>

- 出題形式：特級は多肢択一法(50問)、1・2・単一等級は真偽法及び多肢択一法(各25問)、3級は真偽法(30問)
- 試験時間：特級は2時間、1・2・単一等級は1時間40分、3級は1時間

令和7年度(前期)技能検定学科試験における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として令和6年10月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種(作業)ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されている従前の施行内容に基づく場合もあります。

実技試験計画立案等作業試験及び学科試験の正解表のホームページ掲載について

対象職種：令和7年度前期に実施する職種(作業)

掲載予定日：特別な事情がない限り、原則として試験実施日翌日(祝日の場合はその翌日)の15時以降に掲載されます。掲載場所は下記の通りです。

【中央職業能力開発協会HP(<https://www.javada.or.jp>)からのアクセス方法】
中央職業能力開発協会HP⇒技能検定⇒計画立案等作業試験・学科試験正解

10 合格発表について

合格発表や、試験結果及び採点内容等についての電話による問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承ください。

●合格発表日

令和7年8月29日(金) [金属熱処理職種を除いた3級]

令和7年10月1日(水) [1級、単一等級、2級、3級(金属熱処理職種のみ)]

●発表方法

- 技能検定合格者(実技試験、学科試験両方に合格した方)
茨城県産業戦略部産業人材育成課より合格通知(ハガキ)が発送されます。
また、**合格者の受検番号**を、茨城県産業戦略部産業人材育成課HP及び当協会HPに掲載します。
- 一部合格者(実技試験又は学科試験のみ合格した方)
当協会より一部合格通知を発送します。また、当協会HPに**受検番号**を掲載します。
一部合格通知は以後の受検申請に用いる**一部試験免除の証明書類**です。大切に保管してください。
- 不合格の方
不合格の方への通知はいたしません。

●試験結果(得点)の開示

茨城県産業戦略部産業人材育成課の技能検定ホームページをご覧ください。

●技能検定成績優秀合格者表彰

当協会では、技能検定制度を通して「ものづくり気運」を醸成し、技能士の地位向上を図る一助として、技能検定試験成績優秀者の方に対して表彰を行っています。

●各種掲載先

茨城県産業戦略部産業人材育成課(技能検定合格者/試験結果の開示)

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/shokuno/shido/ginokentei/ginokentei-hp/h26index.html>

茨城県職業能力開発協会(技能検定合格者/一部合格者)

<https://ibaraki-vada.com/>



茨城県
産業戦略部
産業人材育成課



茨城県
職業能力
開発協会

11 技能検定試験問題(過去問題)について

●閲覧したい場合

下記URLより過去の試験問題(実技・学科)が閲覧可能となっています。ただし、閲覧のみ可能となっていますので、印刷物として必要な場合はコピーサービスをご利用ください。

試験問題の公開サイトURL <https://www.kentei.javada.or.jp/>

●印刷物として必要な場合(1部500円)

下記URLより過去3年間に実施された試験問題のコピーを注文できます。

試験問題コピーサービスURL <https://ibaraki-vada.com/kentei/skill/copys1>

12 受検案内(受検申請書同封)配布場所

●受検申請書を以下の場所で配布します。残部数をお問い合わせの上、訪問してください。

※申請書はすべての級で共通となっています。ただし、技能五輪茨城県地方大会参加申込書は異なります。

●郵送を希望する場合は当協会HPに掲載されている「技能検定受検申請書送付依頼書」に必要事項をご記入のうえ、返信用切手と併せて当協会に提出してください。返信用切手代は当協会HPで確認いただくかお問い合わせください。

配布場所	郵便番号	所在地	電話番号
茨城県職業能力開発協会	310-0005	水戸市水府町864-4	029-221-8647
茨城県産業戦略部産業人材育成課	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-3656
茨城県立日立産業技術専門学院	316-0032	日立市西成沢町3-9-1	0294-35-6449
茨城県立水戸産業技術専門学院	311-1131	水戸市下大野町6342	029-269-2160
茨城県立土浦産業技術専門学院	300-0849	土浦市中村西根番外50-179	029-841-3551
茨城県立筑西産業技術専門学院	308-0847	筑西市玉戸1336-54	0296-24-1714
茨城県立鹿島産業技術専門学院	311-2223	鹿嶋市林572-1	0299-69-1170
県内各市町村役場			
県内各商工会議所、商工会			
県内ハローワーク			

13 技能検定申請書送付用宛名 (点線部分を切り取って封筒に貼り簡易書留で郵送してください)

〒310-0005 茨城県水戸市水府町864-4

簡
易
書
留

茨城県職業能力開発協会 宛

技能検定 受検申請書 () 枚在中

技能検定受検申請後、氏名、住所、電話番号等記載事項に変更・修正があった場合は速やかに以下の「申請内容変更届」を記入し、当協会までFAX又は郵送で提出してください。

※受検票等通知物の作成時期によっては、変更が間に合わないこともあります。

住所変更した場合は、郵便局にも必ず転居届を提出してください。

申請内容変更届

(受検者 → 茨城県職業能力開発協会)

記入日：令和 年 月 日

提出先	〒310-0005 茨城県水戸市水府町864-4 茨城県職業能力開発協会 技能検定課 (TEL:029-221-8647)		
提出方法	住所変更	郵送またはFAX(029-226-4705) FAXの場合は必ず当協会に着信確認の電話をしてください。 (おかけ間違いのないようお願いいたします。)	
	氏名変更	必ず簡易書留郵便で郵送 (FAXによる提出は受付できません)	

技能検定受検申請書の記載内容に変更が生じたので、下記のとおり届出します。

氏名	フリガナ		
職種 (作業名)	(作業)	級別	級
受検番号 (受検票で確認できる場合に記入)			
確実に連絡できる電話番号	(自宅・会社・携帯)	—	—

●変更内容(該当する箇所を記入してください)

- ・氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し必ず郵送(簡易書留郵便)してください。
- ・住所変更の場合は、書類送付先住所の変更時のみ届出が必要です。

変更事項	変更前	変更後
(フリガナ)		
氏名		
自宅住所	〒 —	〒 —
電話番号		
勤務先名		
勤務先住所	〒 —	〒 —
その他		

【一括申請書】

- 団体申請の場合は、申請時に必ず【一括申請書】を合わせて提出してください。
(このページの外、当協会HPから電子データがダウンロードできます)
- 当協会会員企業または3名以上での申込については、検定関係書類の送付先を団体宛にできます。それ以外の場合は個人宛になります。

事業所(団体)名			
所在地	〒 —		
担当者所属		担当者名	
TEL		FAX	
E-mail			
申請書枚数(計)	枚		

※送付先の提出後の変更(個人⇄担当者)は対応できません。なお、担当者が変更する場合等にはご連絡ください。

No.	級	作業名	受検区分※ (A甲・B等)	氏名	減額 対象	実技試験 手数料	学科試験 手数料	備考
例	1	造園工事	C	職能 太郎	—	¥18,200	¥3,100	
例	3	電子機器組立て	A甲	茨城 花子	○	¥9,200	¥3,100	聴覚障害
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
						小計	¥	¥
						合計	¥	

※受検区分は次のとおり。

A甲:実技・学科とも受検 A乙:学科のみ受検(免除なし)

A丙:実技のみ受検(免除なし) B:学科のみ受検(実技免除)

C:実技のみ受検(学科免除) 五:技能五輪 D:実技・学科とも免除

(注意事項)

- 1 作業名、級、受検区分ごとに整理し、記載した順に受検申請書を並べ、ご提出ください。
- 2 人数が10名を超える場合は、お手数ですがコピーして提出してください(当協会HPからダウンロードすることも可能です)。
- 3 試験の実施にあたり特別の配慮が必要な方(障がい等(聴覚、車椅子等))は備考欄へその旨記入するとともに、「特別対応受検申請書(協会HPに掲載)」をあわせてご提出ください。

16 不正行為に対する受検禁止の措置

●職業能力開発促進法施行令第71条第1項の規定に基づき、不正の手段による受検については、合格の取消し又はその受検を禁止することとなります。

職業能力開発促進法施行令第71条

第71条 都道府県知事は、技能検定の実技試験または学科試験に関して不正の行為があったときは、当該不正行為を行った者に対して、その試験を停止し、又はその試験の合格の決定を取り消すものとする。

2 都道府県協会又は指定試験期間は、前項の試験の停止または合格の取り消しを行った場合は、その旨を遅滞なく都道府県協会にあっては管轄都道府県知事に、指定試験期間にあっては厚生労働大臣に報告しなければならない。

17 称号「技能士」の取扱い

●技能検定に合格していない者は「技能士」と称することができません。

「技能士」でない者が「技能士」の称号を用いた場合には罰則が適用されます。「技能士」の称号の適正な使用をお願いします。

18 特別の配慮が必要な方(障がいのある方等)を対象とした特別措置

●技能検定では、障がい等により、既定の受検環境条件では受検者の技能を十分に発揮することが困難であると考えられる場合、技能検定試験の意義が失われることのない範囲で、一部資機材の変更や補助具の使用等特別の配慮を受けることができます。特別の配慮を希望する場合は事前に手続きが必要です。

■申し込みに際しての前提条件

障がい者等の方で、本検定試験を受検しようとする場合は、次にあげる2つの条件を満たしていることが必要となります。

- ① 本検定試験の受検資格を有すること
- ② 実技試験にあたっては、現に当該検定試験に関する実務作業を遂行できる状況にあること

■手続き方法について

受検申請にあたっては、必要なサポート状況の把握のため**特別対応申請書（協会HPIに掲載）**を受検申請書と一緒にご提出ください。

- ◎症状・程度により、あるいは試験会場の設備などによりご希望に添えない場合があります。
- ◎受検申請時に未提出の場合、特別の配慮が受けられませんのでご注意ください。
- ◎特別対応申請書は、受付の混雑する締切り日近くを避け、できるだけ早めにご相談の上、ご提出ください。

19 個人情報の取扱いについて

当協会は、技能検定に関連して皆様より提供された個人情報について、個人情報保護に関する法令を遵守し、慎重かつ適切に取り扱います。**なお、受検申請書の申請の区分「団体・事業所とりまとめ申請」欄にチェックがある場合は**、受検票及び試験結果等の通知が当該事業所・団体を経由することが承諾されているものとします。また、事業所・団体の担当者は、受検申請を受け付ける際、上記の承諾を確認するとともに、個人情報の取扱いには十分ご留意いただくようお願いします。

(1) 個人情報の利用目的

受検申請書に記入いただく個人情報は、技能検定の実施に関する目的以外には使用いたしません。

(2) 個人情報の共同利用について

当協会が保有する個人情報は、技能検定事業に協力する職業能力開発施設並びに関係業種団体等共同で利用する場合があります。この場合は、共同利用先においても利用目的を限定し秘密保持などについて、適切な管理等を行います。

●索引：下表に示したページをご確認ください。

No.	項目	ページ	内容
1	試験の実施日が知りたい	表紙/P.6	表紙(実施日程)/P.6(3.実施職種および選択作業)
2	複数の受検者をまとめて申請したい	P.3	1.受検申請の手続き
3	自社設備で実技試験を行いたい	P.6	3.実施職種および選択作業
4	試験免除資格について知りたい	P.11	5.技能検定試験の免除資格一覧
5	実技試験/学科試験の可否基準が知りたい	P.16	9.技能検定の概要
6	過去問題を閲覧/購入したい	P.17	11.技能検定試験問題(過去問題)について
7	受検案内や受検申請書を入手したい		12.受検案内(受検申請書同封)配布場所
8	申請後に氏名が変わった	P.18	14.申請内容変更届
9	引越しにより住所が変わった		

●よくある質問

No.	質問	回答
1	技能検定の受検対策講習会はありますか？	当協会では技能検定試験に係る「受検対策講座」等は、試験の公平さを確保する観点から、開講しておりません。
2	実務経験の年数はどのように数えますか？	各期(前期・後期)の申請受付期間の最終日時点での検定職種に関する実務経験年数となります。
3	一部合格(学科試験もしくは実技試験を合格)に有効期限はありますか？	特級のみ合格発表日からそれぞれ5年間の期限があります。 その他の級は、有効期限はありません。
4	申請内容(受検職種、作業、級)を変更できますか？	申請受理後の内容変更はできません。 (苗字・住所・電話番号の変更は除く)
5	受検会場はどこですか？	協会が郵送する受検票にて通知します。
6	都合が悪くなった場合に受検をキャンセルしたり、次年度以降へ振替できますか？	特別な事情がある場合を除き受検のキャンセルはお受けしません。また、次年度以降への振替はできません。
7	指定された試験日に受検が難しい場合、日程の変更は可能ですか？	試験日程の変更はできません。試験当日に来られない場合は欠席として取り扱います。
8	どのように実務経験を証明すればよいですか？	実務経験は、受検申請者自身が申請書の職歴欄に記入した「職務内容」及び「在職期間」を基に判断いたします。 ※申請内容により、証明書類を追加でご提出いただく場合があります。 ※実務経験の虚偽記載が判明した場合には、受検ができなかったり、合格が取り消されることとなります。
9	過去に一部合格(学科試験もしくは実技試験を合格)をしましたが、合格通知書を紛失してしまいました。	合格通知書を紛失した場合でも免除資格は有効です。 「紛失した」と明記したメモ・ふせんを添付し、申請書の免除の欄に合格に関する情報(取得都道府県・合格年月日・等級・作業名)を記入してください。 ※合格通知書の再発行は対応いたしません。 なお、技能検定合格以外の免除資格については、発行元に直接お問い合わせください。
10	技能検定合格証書を再発行するにはどのような手続きが必要でしょうか？	受検した都道府県庁の担当部署にお問い合わせください。 茨城県の場合は、茨城県産業戦略部産業人材育成課技能振興グループ(TEL:029-301-3656(直通))です。
11	技能士手帳・技能士カードをつくるにはどのような手続きが必要でしょうか？	当協会HPより申込書をダウンロードし、必要事項を記入、合格証書のコピー及び手数料を添えて、茨城県技能士会連合会へご郵送ください。詳しくは、茨城県技能士会連合会(TEL:029-221-8647)へお問い合わせください。
12	合格して技能士になった場合に使用できる技能士ロゴマークとはなんですか？	技能士ロゴマークのバッジを作製し、作業着に付けたり、シールを作製しヘルメットに貼る、名刺に刷り込むことが可能です。ロゴマークのデータや使用方法などの詳細は、技能検定制度等に係るポータルサイト「技のとびら」に掲載がされていますのでご確認ください。 ※同サイトには、その他に技能伝承に取り組む企業の好事例、冊子(PDF:指導者向けマニュアル、技能士活用好事例集、技能競技大会関係冊子)など、多くの情報が掲載されておりますので、是非ご活用ください。 (https://www.wazajavada.or.jp/)

お申込み・お問い合わせはこちらまで



〒310-0005 茨城県水戸市水府町864-4

TEL 029-221-8647

FAX 029-226-4705

URL <https://ibaraki-vada.com>

ご 連 絡 事 項

- ※ 協会事務所の開所時間(お問い合わせ対応時間)は、平日8時30分～17時15分。
(12時～13時を除く)
- ※ 持参による受付はできません(郵送のみ対応しております)。
- ※ 合否や個人情報については、電話でのお問い合わせに応じられません。
- ※ 当協会では、技能検定の講習会には一切関係していません。